

令和8年度奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）に係る放課後児童団体傷害  
保険及び施設賠償保険並びに受託者賠償責任保険仕様書

1. 名称

令和8年度奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）に係る放課後児童団体傷  
害保険及び施設賠償保険並びに受託者賠償責任保険

2. 主旨

＜放課後児童団体傷害保険＞

奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）における入所児童の事故による災害  
及び負担に対して、保険会社の放課後児童団体傷害保険を活用することにより、入所児  
童並びにその保護者の救済を図り、もって円滑に奈良市放課後児童クラブ（奈良市バン  
ビーホーム）を運営することを目的とする。

＜施設賠償責任保険＞

奈良市（奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）の支援員を含む）が、奈良  
市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）運営上における偶然な事故による法律上  
の損害賠償責任負担に対して、保険会社の施設賠償責任保険を活用することにより、被  
る損害を補てんし、もって円滑に奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）を  
運営することを目的とする。

＜受託者賠償責任保険＞

奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）の運営上において、一時的に入所児  
童の荷物を預かる際に、紛失や盗難にあった場合、法律上の損害賠償責任負担に対して、  
保険会社の施設賠償責任保険を活用することにより、被る損害を補てんし、もって円滑  
に奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）を運営することを目的とする。

3. 被保険者及び保険加入対象施設

奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）入所児童 4,500 名程度

奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）施設数全 42 ヶ所（名称、住所、連  
絡先は別表 1 のとおり）

4. 対象事故

＜放課後児童団体傷害保険＞

奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）において、管理下中（自宅及び校内  
や施設内外の移動等の往復途上を含む）の入所児童に対し発生した急激かつ偶然な外  
来の事故で負傷又は死亡した事故。

<施設賠償責任保険>

奈良市（奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）の支援員を含む）が、奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）の運営上において、業務の遂行や施設の所有・使用または管理に起因し、入所児童又は第三者の身体の傷害（傷害に起因する死亡を含む）、または財物の滅失、き損もしくは汚損を与え、かつ法律上の損害賠償責任を負う事故。

<受託者賠償責任保険>

奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）における運営上において一時的に入所児童の荷物を預かる際に、紛失や盗難にあった場合、法律上の損害賠償責任負担を負う事故。

5. 契約の締結

奈良市と保険会社との間で保険契約を締結するものとする。

6. 保険期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

7. 支払額

保険金の種類

<放課後児童団体傷害保険>

| 保険金     | 補償対象  | 補償金額          |
|---------|---|---------------|
| 死亡保険金   | 事故日から180日以内にその事故がもとで死亡した場合                    | 1,000万円以上     |
| 後遺障害保険金 | 事故発生の日から180日以内にその事故がもとで後遺障害を生じた場合             | 1,000万円以上     |
| 入院保険金   | 事故によるけがのため入院による医師の治療を受けた場合、事故日から180日を限度       | 一日につき2,200円以上 |
| 通院保険金   | 事故によるけがのため通院により医師の治療を受けた場合、事故日から180日以内で90日を限度 | 一日につき1,200円以上 |
| 特約      | 往復途上補償、熱中症補償、細菌性食中毒補償含む                       |               |

<施設賠償責任保険>

| 保険金    | 補償金額            | 免責 |
|--------|-----------------|----|
| 対人賠償保険 | 1事故につき5,000万円以上 | 0円 |
| 対物賠償保険 | 1事故につき5,000万円以上 | 0円 |

|           |        |     |
|-----------|--------|-----|
| 受託者賠償責任保険 | 50万円以上 | 5千円 |
|-----------|--------|-----|

※上記補償、特約と同等の保険商品可

#### 8. 事故の認定

事故の認定は、奈良市と保険会社が協議の上、保険会社が行うものとする。

#### 9. 保険料の支払い

奈良市が負担し支払うものとする。

保険期間到来前または保険料払込猶予特約により定められた日までに保険料を支払い、  
精算は行わない。

#### 10. 保険対象

奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）（市内全42か所のバンビーホーム）